平成２２年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画

岡　山　県

目　　次

平成２２年度公共用水域の水質測定計画・・・・　　１

平成２２年度地下水の水質測定計画・・・・・・　２４

平成 22 年度公共用水域の水質測定計画

1　目　的

平成 22 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2　対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河　川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、里見川、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
	高屋川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*	
湖　沼	児島湖	
海　域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
	備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部	

※　＊印は環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3　測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4　測定地点、測定項目及び頻度等

河川 86 地点、湖沼４地点、海域 69 地点の合計 159 地点において、別表１、別表２及び別表３のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は、別図１から別図８のとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア　測定機関別の地点数

区　分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合　計
河　川	51(20)	15(8)	16(5)	4(0)	86(33)
湖　沼	－	－	4(2)	－	4(2)
海　域	35(13)	－	13(9)	21(7)	69(29)
合　計	86(33)	15(8)	33(16)	25(7)	159(64)

※（　）は環境基準点の再掲。

イ　測定項目別の地点数

区分	健康項目	生活環境項目				その他項目	要監視項目
		環境基準点	補助点	その他	計		
河　川	46	33	42	11	86	37	13
湖　沼	2	2	2	－	4	4	－
海　域	36	29	40	－	69	35	13
合　計	84	64	84	11	159	76	26

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。
「補助点」とは、環境基準点を補足する測定地点をいう。
「その他」とは、環境基準の類型指定のない水域における測定地点をいう。

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア　健康項目は、原則として環境基準点及び主な補助点で年１～４回測定する。

イ　生活環境項目は、原則として年 12 回測定する。ただし、環境基準点においては年２回を通日調査とし、年 18 回測定する。

※「通日調査」とは、河川及び湖沼では６時間ごとに１日４回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で１日２回調査することをいう。

ウ　その他項目は、必要に応じて年１～18 回測定する。

なお、全窒素、全りん、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は、その他項目の栄養塩類（アンモニア性窒素、りん酸態りん）、クロロフィル a とあわせ、海域及び児島湖並びにダム湖及びその流入河川で年１～18 回測定する。

エ　要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年１～２回測定する。

5　測定方法

ア　測定方法及び定量下限値は、別表４のとおりとする。

イ　採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ　採水位置は、河川では、流心で水面から水深の２割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下 0.5m）とし、海域では表層（海面下 0.5m）及び中層（海面下 2m）とする。

6　結果通知等

国土交通省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7　緊急時対応

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見されたときは、その影響範囲の把握及び原因究明等のため緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

＜参考＞

過年度測定計画からの変更点は、次のとおりである。

【河川】

水域名	地点名	項目	回数	変更の理由
高梁川上流	浜子橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
高梁川中流(1)	高梁歩道橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
高梁川中流(2)	下倉橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	湛井堰	VOC 等 14 項目	4→2	測定回数の見直し
西川	河本ダム	BOD 等, T-N, T-P, 硝酸性等窒素, 栄養塩類等	18→12	通日採水(年 2 回) の中止
小坂部川	勘定橋	BOD 等, T-N, T-P, 硝酸性等窒素, 栄養塩類等	18→12	通日採水(年 2 回) の中止
	小阪部川ダム	BOD 等, T-N, T-P, 硝酸性等窒素, 栄養塩類等	18→12	通日採水(年 2 回) の中止
成羽川	阿部山橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
小田川上流	猪原橋	健康項目	1→2	前年度 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ検出による測定回数の増
小田川下流	三谷橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
旭川中流	向見尾橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	大上橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	乙井手堰	VOC 等 12 項目	4→2	測定回数の見直し
旭川下流	桜橋	VOC 等 12 項目	2→1	測定回数の見直し
百間川	清内橋	VOC 等 12 項目	2→1	測定回数の見直し
吉井川上流	杉橋	BOD 等, T-N, T-P, 硝酸性等窒素, 栄養塩類等	18→12	通日採水(年 2 回) の中止
	苫田ダム	BOD 等, T-N, T-P, 硝酸性等窒素, 栄養塩類等	18→12	通日採水(年 2 回) の中止
	葛下橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
吉井川中・下流	日上大橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	栗子橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	佐伯橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	熊山橋	VOC 等 14 項目	4→2	測定回数の見直し
	鴨越堰	VOC 等 12 項目	2→1	測定回数の見直し
加茂川	吉見橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
吉野川	芦河内橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	鶴亀橋	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
金剛川	畑田堰	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	下井手堰	BOD 等 6 項目	12→6	補助点の効率化
	宮橋	VOC 等 12 項目	2→1	測定回数の見直し

【湖沼】　変更なし

【海域】

水域名	地点名	項目	回数	変更の理由
備讃瀬戸	片島沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	MCFC 沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	神島鹿落鼻沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	JFE ｽﾁｰﾙ東	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	白石島西沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	渋川沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	荒神島西	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	高辺鼻沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	後閑沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
牛窓地先海域	前島北西	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
播磨灘北西部	布浜沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	頭島東	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	長島船越沖合	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	鹿久居島米子湾北	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	備前市前島北	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化
	青島東沖	COD 等 7 項目	12→6	補助点の効率化

別表１　測定地点、測定項目及び頻度（河川）　その１　高梁川水域

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点 ◎COD又はBOD	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	市町村名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透視度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	トリハロメタン生成能	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
高梁川水域	高梁川上流	A	025			朝間橋	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12																								12	12							12	12		12				岡山県
			022			千屋ダム	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1						12	12		12				岡山県
			015			浜子橋	新見市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																									岡山県
			001	◎		一中橋	新見市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1					1	1	1	岡山県
	高梁川中流(1)	A	003	◎		中井橋	高梁市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1					1	1	1	岡山県
			005			高梁歩道橋	高梁市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																									岡山県
	高梁川中流(2)	A	018			下倉橋	総社市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																									岡山県
			007	◎		湛井堰	総社市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	2	2	2	2	2	4	4			4			国土交通省
	高梁川下流	B	008			川辺橋	倉敷市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12																																						4			国土交通省
			011	◎		霞橋	倉敷市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		4	4	1	1	国土交通省
	西川	A	023			河本ダム	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1						12	12		12				岡山県
			020	◎		布原橋	新見市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	18	18	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18	18	1	1		1	1	1	1	18	18		18	1			岡山県
	小坂部川	A	026			勘定橋	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12																							12	12							12	12		12				岡山県
			024			小阪部川ダム	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1						12	12		12				岡山県
			002	◎		巌橋	新見市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	有漢川	A	004	◎		幡見橋	高梁市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	成羽川	A	006	◎		神崎橋	高梁市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
			017			阿部山橋	高梁市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																									岡山県
			021			新成羽川ダム	高梁市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1						12	12		12				岡山県
	小田川上流	A	010	◎		猪原橋	井原市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		1	1	1	1					1			岡山県
	小田川下流	B	009			三谷橋	矢掛町	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																									岡山県
			014	◎		福松橋	倉敷市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		4	4			国土交通省
	美山川	A	019	◎		栄橋	矢掛町	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	佐伏川	未	016			井倉野橋	高梁市	12	12	12	12	12	12	12		12		12																																									岡山県
	里見川	D	012	◎		鴨方川合流点	浅口市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1								岡山県

別表１　測定地点、測定項目及び頻度（河川）　その２　旭川水域

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点 ◎COD又はBOD	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	市町村名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透視度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	トリハロメタン生成能	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
旭川水域	旭川上流	AA	114			野田橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12																									12	12						12	12		12				岡山県
			101	◎		湯原ダム	真庭市	12	12	18	18	18	18	18	12	18		18	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2	1	1	1	1	1	12	12		12	1	1	1	岡山県
	旭川中流	A	115			向見尾橋	真庭市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																										岡山県
			102			大上橋	真庭市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																										岡山県
			103	◎		落合橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1					1	1	1	岡山県
			119			間瀬橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12																								12	12						12	12		12				岡山県
			109			江与味橋	美咲町	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1						12	12		12				岡山県
			104			八幡橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1		1	1	1	1	4	4		4	1			岡山市
			117			鹿瀬橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12																								4	4								4	4						岡山市
			105			大曽根堰	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12																																								岡山市
			106			合同堰	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12																																								国土交通省
			107	◎		乙井手堰	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	4	4	4	4	2	2	2	2	2	4	4			4	1	1	国土交通省
	旭川下流	B	108	◎		桜橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2			1	2	2	2	2	4	4	12	4				国土交通省
	新庄川	A	111	◎		大久奈橋	真庭市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	目木川	未	112			目木橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12		12		12																																									岡山県
	備中川	未	116			垂水大橋	真庭市	12	12	12	12	12	12	12		12		12																																									岡山県
	誕生寺川	未	113			高浜橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12																																							岡山市
	宇甘川	未	110			箕地橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12																																								岡山市
			118			常盤橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12																																								岡山市
	百間川	C	301	◎		清内橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	4	4		12				国土交通省
	砂川	B	304			瀬戸橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12																																				1			岡山市
			303	◎		新橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	2	2		1	1	1	1	4	4			1		岡山市

別表１　測定地点、測定項目及び頻度（河川）　その３　吉井川水域

水域名		類型	県地点番号	環境基準点 ◎COD又はBOD	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	市町村名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透視度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	トリハロメタン生成能	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
吉井川水域	吉井川上流	A	226			杉橋	鏡野町	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4																							12	12								12	12		12				国土交通省
			228			苫田ダム	鏡野町	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2		2	2	2	2	12	12		12	4			国土交通省
			227			葛下橋	鏡野町	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																										岡山県
			201	◎		嵯峨堰	津山市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1					1	1	1	岡山県
	吉井川中・下流	B	202			日上大橋	津山市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																										岡山県
			221			栗子橋	美咲町	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																										岡山県
			203	◎		周匝大橋	赤磐市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1					1	1	1	岡山県
			224			佐伯橋	和気町	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																										岡山県
			209	◎		熊山橋	赤磐市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	4	4	4	4	2	2	2	2	2	4	4			4			国土交通省
			206			弓削橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12																																									国土交通省
			207			鴨越堰	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12		2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2						4	4		4	4	1	1	国土交通省
			208			永安橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12																																	4	4	12					国土交通省
	香々美川	未	217			芳野橋	鏡野町	12	12	12	12	12	12	12		12		12																																										岡山県
	皿川	未	218			大渡橋	津山市	12	12	12	12	12	12	12		12		12																																										岡山県
	宮川	未	219			旧大橋	津山市	12	12	12	12	12	12	12		12		12																																										岡山県
	加茂川	A	220			吉見橋	津山市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																											岡山県
			210	◎		加茂川橋	津山市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	梶並川	A	215	◎		滝村堰	美作市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	滝川	B	223	◎		三星橋	美作市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	吉野川	A	222			芦河内橋	美作市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																											岡山県
			214			鶴亀橋	美作市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																											岡山県
			211	◎		鷲湯橋	美作市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1					1			岡山県
	金剛川	A	216			畑田堰	備前市	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																											岡山県
			212			下井手堰	和気町	6	6	6	6	6	6	6		6		6																																											岡山県
			204	◎		宮橋	和気町	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	4	4			4			国土交通省

別表１　測定地点、測定項目及び頻度（河川）　その４　その他の水域

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点 ◎COD又はBOD	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	市町村名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透視度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	トリハロメタン生成能	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
笹ケ瀬川水域	笹ケ瀬川	B	４２３			比丘尼橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2		2	2	2	2	12	12		4		2		岡山市
			４２４	◎		笹ケ瀬橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2	1	2	2	2	2	12	12		4		2	1	岡山市
	足守川上流	A	４２１	◎		高塚橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2		2	2	2	2	12	12		4		2		岡山市
	足守川下流	B	４２２	◎		入江橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18		18	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2		2	2	2	2	12	12		4		2		岡山市
	相生川	未	４５１			白鷺橋	岡山市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12																								12	12								12	12						岡山市
倉敷川水域	倉敷川	C	４４１			下灘橋	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		4	12	12		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	2	2						6	6	12			2		倉敷市
			４４２			盛綱橋	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		4	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	2	2	1		2	2		6	6	12	4		2	1	倉敷市
			４４４			稔橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18			12	12																								12	12								12	12						岡山市
			４４５	◎		倉敷川橋	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18			12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2	1	2	2	2	2	12	12		4		2	1	岡山市
			４３１			妹尾川国道３０号線下	岡山市	12	12	18	18	18	18	18	18	18			12	12																								12	12								12	12						岡山市
			４４３			桜橋	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12		4	12	12		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	2	2						6	6	12			2		倉敷市
高屋川		A	３０２	◎		滝山堰	井原市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1								岡山県
伊里川		B	３０５	◎		浜の川橋	備前市	12	12	18	18	18	18	18		18		18			12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1								岡山県
小田川		未	３０６			御仮屋橋	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12			6	6	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	2	2	1		2	2		6	6	12			2	1	倉敷市

別表２　測定地点、測定項目及び頻度（湖沼）　児島湖

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点 ◎ＣＯＤ又はＢＯＤ	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透視度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	トリハロメタン生成能	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
児島湖	児島湖	B(V)	４０１			笹ヶ瀬川河口部	12	12	18	18	18	18		18	18			12	12																								4	4								4	4		4				岡山市
			４０２			倉敷川河口部	12	12	18	18	18	18		18	18			12	12																								4	4								4	4		4				岡山市
			４０３	◎	□	湖心	12	12	18	18	18	18		18	18			12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2		2	2	2	2	12	12		12		2		岡山市
			４０４	◎	□	樋門	12	12	18	18	18	18		18	18			12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2		2	2	2	2	12	12		12		2		岡山市

別表３　測定地点、測定項目及び頻度（海域）　その１　水島水域

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点 ◎COD又はBOD	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透明度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2−ジクロロエタン	1・1−ジクロロエチレン	シス−1・2−ジクロロエチレン	1・1・1−トリクロロエタン	1・1・2−トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3−ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	1・4−ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
水島水域	玉島港区	C	501	◎		玉島港奥部	12	12	18	14	18	18		18				4	4	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18	4	2	1	倉敷市
	水島港区	C	503			呼松水路	12	12	12	12	12	12		12				4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	12	1	4	4						4	4	12		1		倉敷市
			513			呼松水路奥部	12	12	12	12	12	12		12							1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	12	1										12		1		倉敷市
			504	◎	□	水島港口部	12	12	18	14	18	18		18				12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18	4	2	1	倉敷市
			512			水島港奥部	12	12	12	12	12	12		12							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										12		1		倉敷市
	水島地先海域（甲）	B	502			高梁川河口部	12	12	12	12	12	12		12				4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4						4	4	12		1		倉敷市
			505	◎	□	玉島港沖合	12	12	18	14	18	18		18		14		12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18	4	2	1	倉敷市
			506			寄島沖	12	12	12	12	12	12		12				4	4																									4	4						4	4	12				倉敷市
			507			下水島北	12	12	12	12	12	12		12																																							12				倉敷市
			508	◎	□	上水島北	12	12	18	14	18	18		18		14		12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18		2	1	倉敷市
			509	◎	□	濃地諸島東	12	12	18	14	18	18		18		14		12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18		2	1	倉敷市
			515			E地区沖	12	12	12	12	12	12		12				4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4						4	4	12		1		倉敷市
	水島地先海域（乙）	A	510	◎	□	網代諸島沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18	4	2	1	倉敷市
			511			下津井沖	12	12	12	12	12	12		12			12																																				12				倉敷市
			514			寄島沖合	12	12	12	12	12	12		12			12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										12		1		倉敷市
			516			網代諸島西沖	12	12	12	12	12	12		12			12	4	4																									4	4						4	4	12				倉敷市
			517			太濃地島西沖	12	12	12	12	12	12		12			12																																				12				倉敷市
			518			手島西沖	4	4	4	4	4	4		4		4	4																																				4				岡山県

別表３　測定地点、測定項目及び頻度（海域）　その２　児島湾水域

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点 ◎ＣＯＤ又はＢＯＤ	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透明度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
児島湾水域	児島湾（甲）	C	６０５	◎		同和鉱業沖	12	12	18	14	18	18		18				4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		2	2	2	2	4	4	18	4	2		岡山市
	児島湾（乙）	B	６０１	◎		旭川河口部	12	12	18	14	18	18		18		14		4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18		2	1	岡山市
			６０２	◎		吉井川河口部	12	12	18	14	18	18		18		14		4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18		2	1	岡山市
			６０３	◎		横樋沖	12	12	18	14	18	18		18		14		4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		2	2	2	2	4	4	18		2		岡山市
			６０４	◎	□	九蟠沖	12	12	18	14	18	18		18		14		12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		2	2	2	2	4	4	18		2		岡山市
			６０６			宮浦沖	12	12	18	14	18	18		18		14		4	4																																18				岡山市
			６０７	◎		阿津沖	12	12	18	14	18	18		18		14		4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		2	2	2	2	4	4	18	4	2		岡山市
			６０８			テイカ沖	12	12	18	14	18	18		18		14		4	4																																18				岡山市
			６０９	◎	□	向小串沖	12	12	18	14	18	18		18		14		12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		2	2	2	2	4	4	18		2		岡山市
	児島湾（丙）	A	６１０	◎		別荘沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18	4	2	1	岡山市
			６１１	◎	□	児島湾口沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4		2	2	2	2	4	4	18		2		岡山市
			６１２	◎		波張崎南	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			６１３			犬島南沖	4	4	4	4	4	4		4		4	4	4	4																																4				岡山市
			６１４			犬島北沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	4	4																																18				岡山市
			６１５			鉾島沖	4	4	4	4	4	4		4		4	4																																		4				岡山県
			６１６	◎	□	出崎東沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			６１７		□	鉾島沖合	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県

別表３　測定地点、測定項目及び頻度（海域）　その３　備讃瀬戸

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点 ◎COD又はBOD	環境基準点 □全窒素及び全りん	測定地点名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透明度	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルa	要監視 EPN	要監視 EPN以外の要監視27項目	測定機関名
備讃瀬戸	備讃瀬戸	A	７０１			片島沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			７０２	◎	□	神島御崎沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	1	12	12	18	12	1	1	岡山県
			７０３			MCFC沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			７０４			神島鹿落鼻沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			７０５	◎	□	青佐鼻沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			７０６	◎	□	北木島布越崎北	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			７０７			真鍋島南	4	4	4	4	4	4		4		4	4																																		4				岡山県
			７０８			JFEスチール東	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			７０９			白石島西沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			７１０			真鍋島西沖	4	4	4	4	4	4		4		4	4																																		4				岡山県
			８０１			味野沖	12	12	12	12	12	12		12			12	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4						4	4	12		1		倉敷市
			８０２			渋川沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			８０３			荒神島西	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			８０４	◎	□	久須美鼻東	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	2	2	2	2	4	4	18		2	1	倉敷市
			８０５	◎	□	大槌島北	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			８０６			高辺鼻沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			８０７			後閑沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																		6				岡山県
			８０８			引網沖	12	12	12	12	12	12		12			12																																		12				倉敷市
			８０９			堅場島南東	12	12	12	12	12	12		12			12																																		12				倉敷市

別表３　測定地点、測定項目及び頻度（海域）　その４　その他の水域

水域名		類型	岡山県地点番号	環境基準点◎ＣＯＤ又はＢＯＤ	環境基準点□全窒素及び全りん	測定地点名	測定頻度 測定月数	測定頻度 測定日数	測定頻度 測定回数	透明度	生活環境項目 ｐＨ	ＤＯ	ＢＯＤ	ＣＯＤ	ＳＳ	油分等	大腸菌群数	全窒素	全りん	全亜鉛	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	ＰＣＢ	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	1・4―ジオキサン	その他項目 銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類 アンモニア性窒素	栄養塩類 りん酸態りん	塩素量	クロロフィルａ	要監視 ＥＰＮ	要監視 ＥＰＮ以外の要監視２７項目	測定機関名
牛窓地先海域	牛窓地先海域	A	９０３	◎	□	錦海湾	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	1	12	12	18	12	1	1	岡山県
			９０４			前島北西	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																			6				岡山県
			９０５	◎	□	前島南西	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			９０６		□	前島東南	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
播磨灘北西部	播磨灘北西部	A	９０１			布浜沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																			6				岡山県
			９０２			頭島東	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																			6				岡山県
			９０７			長島船越沖合	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																			6				岡山県
			９０８	◎	□	長島西南沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			９０９	◎	□	大多府島東南沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	1	12	12	18	12	1	1	岡山県
			９１０	◎	□	鹿久居島東沖	12	12	18	14	18	18		18		14	14	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		1	1	1	1	12	12	18	12			岡山県
			９１１			鹿久居島米子湾北	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																			6				岡山県
			９１２			備前市前島北	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																			6				岡山県
			９１３			青島東沖	6	6	6	6	6	6		6		6	6																																			6				岡山県
			９１４			大多府島南沖	4	4	4	4	4	4		4		4	4																																			4				岡山県
			９１５			赤穂港沖合	4	4	4	4	4	4		4		4	4																																			4				岡山県

別表４　測定方法及び報告下限値（公共用水域）

測定項目		測定方法	報告下限値（mg/L）	左記未満の表記
生活環境項目	水素ｲｵﾝ濃度(pH)	日本工業規格 K0102（以下、「規格」という。）12.1 に定める方法	―	―
	溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 21 に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5	<0.5
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」という。)付表 10 に掲げる方法	0.5	ND
	浮遊物質量(SS)	告示付表8に掲げる方法	1	<1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E00
	全窒素	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法(ただし海域にあっては規格 45.4)	0.05	<0.05
	全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。）	0.001	<0.001
健康項目	カドミウム	規格 55 に定める方法	0.001	<0.001
	全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1	ND
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法	0.02	<0.02
	ひ素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
	総水銀	告示付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
	PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同上	0.004	<0.004
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	同上	0.0006	<0.0006
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同上	0.002	<0.002
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c）（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表６に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
	1，4－ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

測定項目		測定方法	報告下限値（mg/L）	左記未満の表記
その他項目	銅	規格 52.2、52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	日本工業規格 M0202 の 32.a).2)又は 32.a).3)及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	日本工業規格 M0202 の 33.a).2)又は 33.a).3)及び規格 56.2、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法又は規格 42.2 に定める方法	0.01	<0.01
	りん酸態りん	海洋観測指針に掲げる方法	0.01	<0.01
	塩素量	海洋観測指針 5.3(ｻﾘﾉﾒｰﾀｰによる方法)に掲げる方法	―	―
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(旧建設省)に掲げる方法	0.1（μg/L）	<0.1
	ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同上	0.004	<0.004
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	同上	0.006	<0.006
	p-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	同上	0.02	<0.02
	ｲｿｷｻﾁｵﾝ	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」）1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	ｲｿﾌﾟﾛﾁｵﾗﾝ	同上	0.004	<0.004
	ｵｷｼﾝ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	ﾌﾟﾛﾋﾟｻﾞﾐﾄﾞ	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ｼﾞｸﾛﾙﾎﾞｽ(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	ｲﾌﾟﾛﾍﾞﾝﾎｽ(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知（以下、「追加通知」）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	塩化ビニルモノマー	追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	フェノール	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号通知付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド	同上通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003

備考　上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。

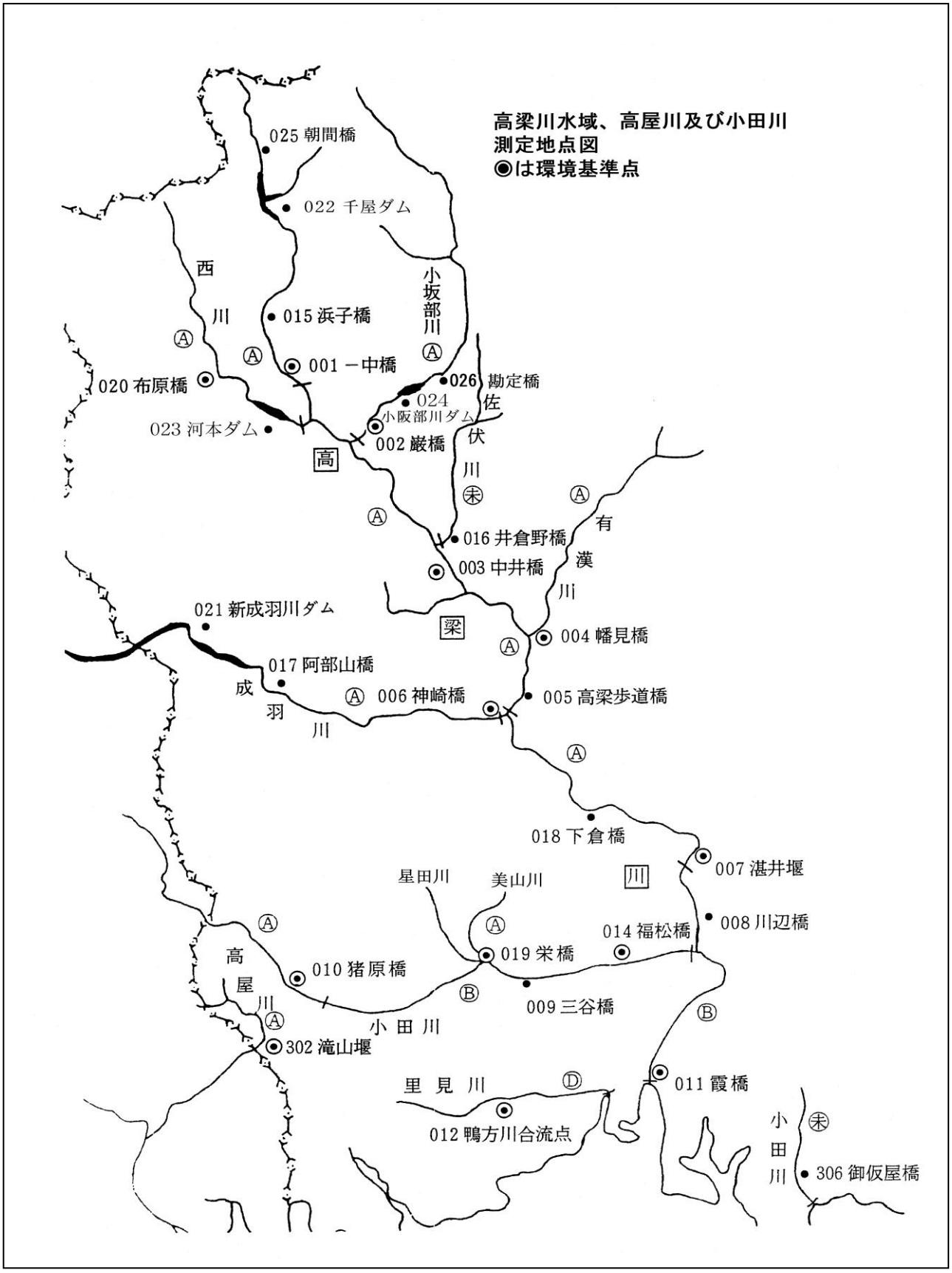
高梁川水域、高屋川及び小田川
測定地点図
◉は環境基準点
025 朝間橋
022 千屋ダム
西
川
015 浜子橋
小坂部川
001 ー中橋
020 布原橋
026 勘定橋
024
小阪部川ダム
佐
023 河本ダム
002 巌橋
伏
高
川
016 井倉野橋
有
003 中井橋
漢
川
021 新成羽川ダム
梁
004 幡見橋
017 阿部山橋
成
羽
川
006 神崎橋
005 高梁歩道橋
018 下倉橋
007 湛井堰
星田川
美山川
川
008 川辺橋
014 福松橋
019 栄橋
高
屋
川
010 猪原橋
009 三谷橋
小 田 川
302 滝山堰
里 見 川
011 霞橋
012 鴨方川合流点
小
田
川
306 御仮屋橋

別図２

旭川水域測定地点図
◉印は環境基準点
114 野田橋
AA
101 湯原ダム
目木川
新庄川
115 向見尾橋
未
102 大上橋
112 目木橋
A
111 大久奈橋
A
103 落合橋
116
119 間瀬橋
未
垂水大橋
備中川
旭
109 江与味橋
A
113 高浜橋
未
誕生寺川
104 八幡橋
宇甘川
117 鹿瀬橋
118 常盤橋
110 箕地橋
A
砂川
105
大曽根堰
未
川
106 合同堰
304 瀬戸橋
A
107 乙井手堰
C
B
百間川
303 新橋
B
108 桜橋
301
清内橋

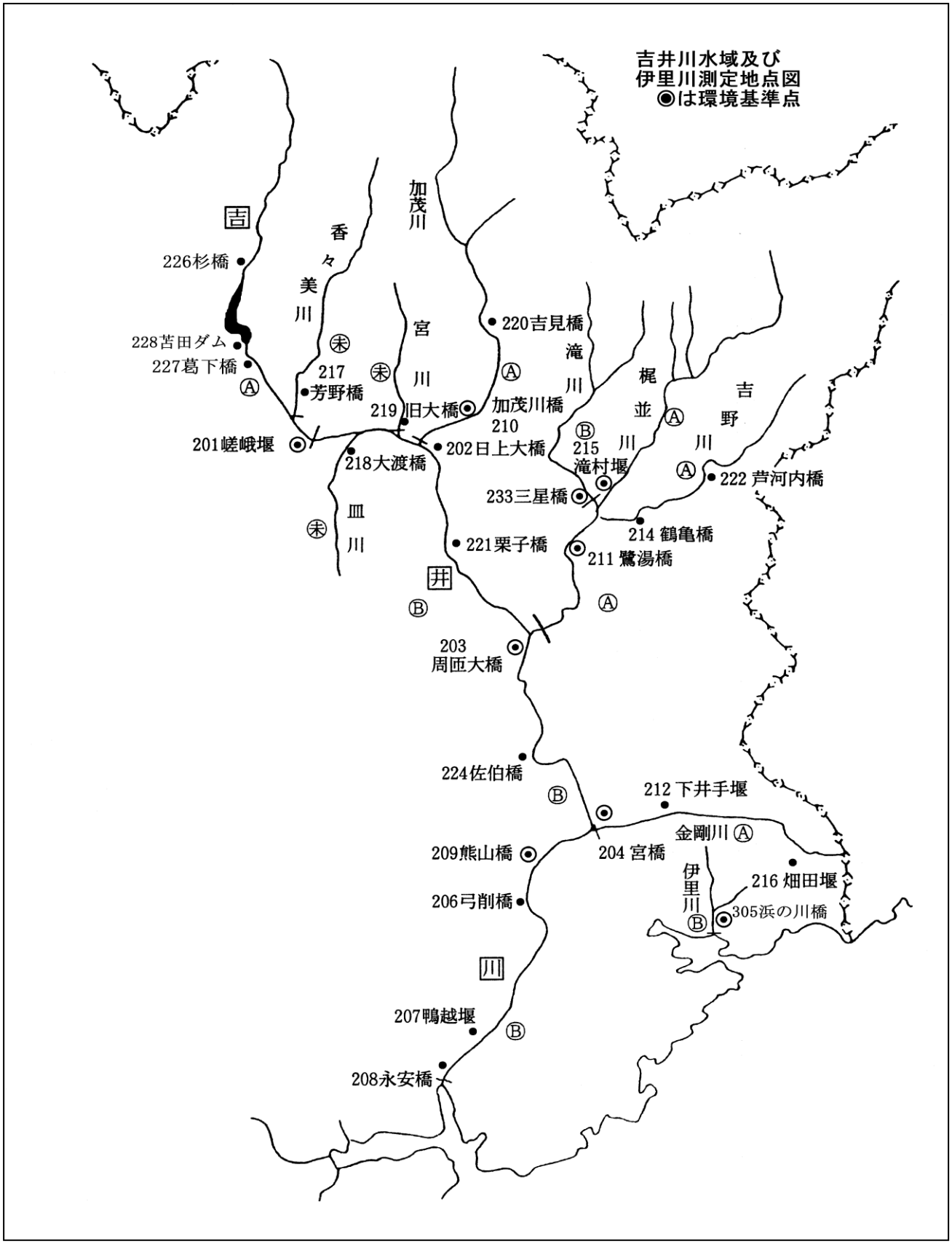
吉井川水域及び
伊里川測定地点図
◉は環境基準点
吉
井
川
香々美川
加茂川
宮川
滝川
梶並川
吉野川
皿川
伊里川
金剛川
226杉橋
228苫田ダム
227葛下橋
217
芳野橋
219旧大橋
220吉見橋
加茂川橋
210
202日上大橋
201嵯峨堰
218大渡橋
215
滝村堰
233三星橋
222 芦河内橋
214 鶴亀橋
211 鷺湯橋
221栗子橋
203
周匝大橋
224佐伯橋
212 下井手堰
204 宮橋
209熊山橋
206弓削橋
216 畑田堰
305浜の川橋
207鴨越堰
208永安橋

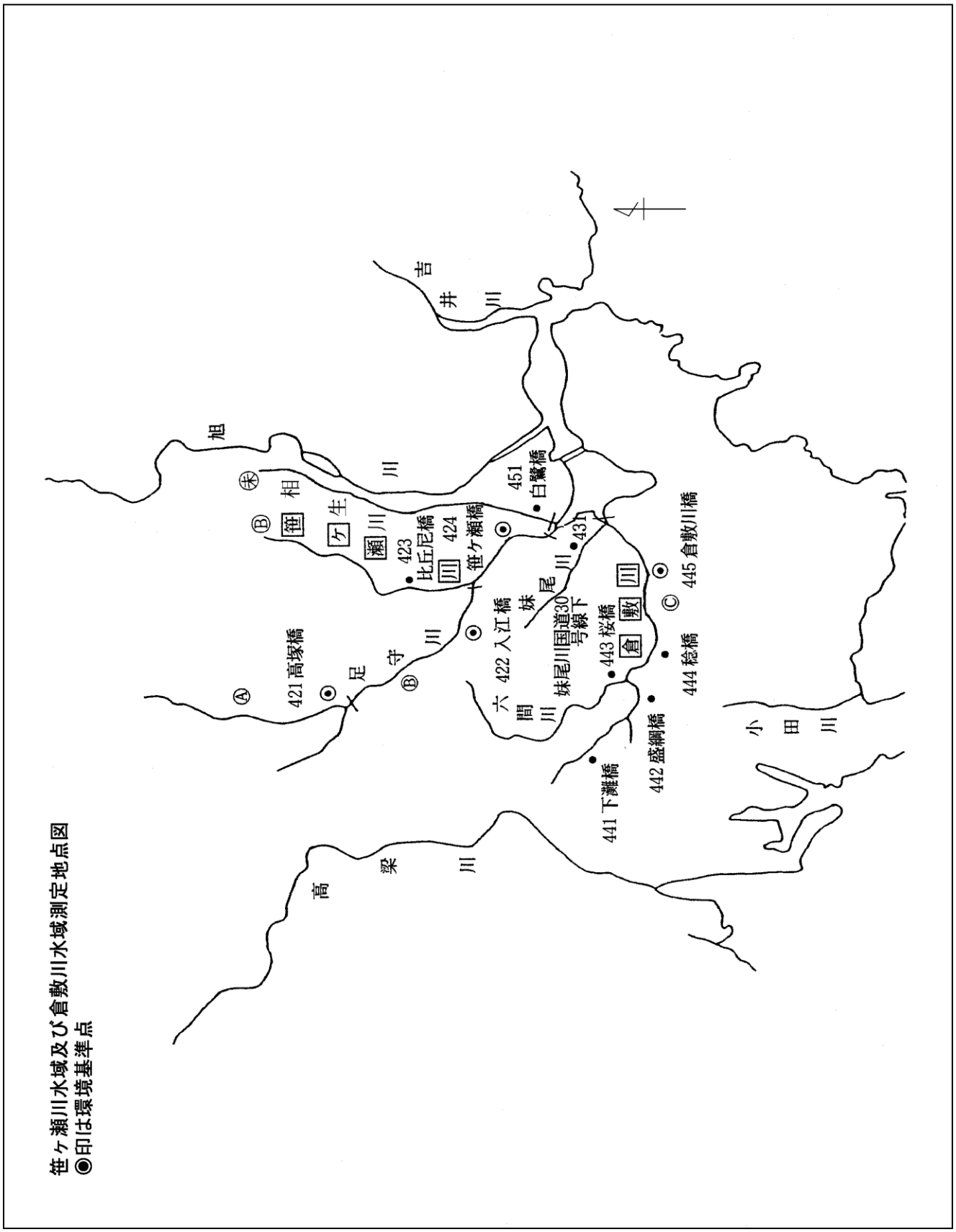

笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
◉印は環境基準点

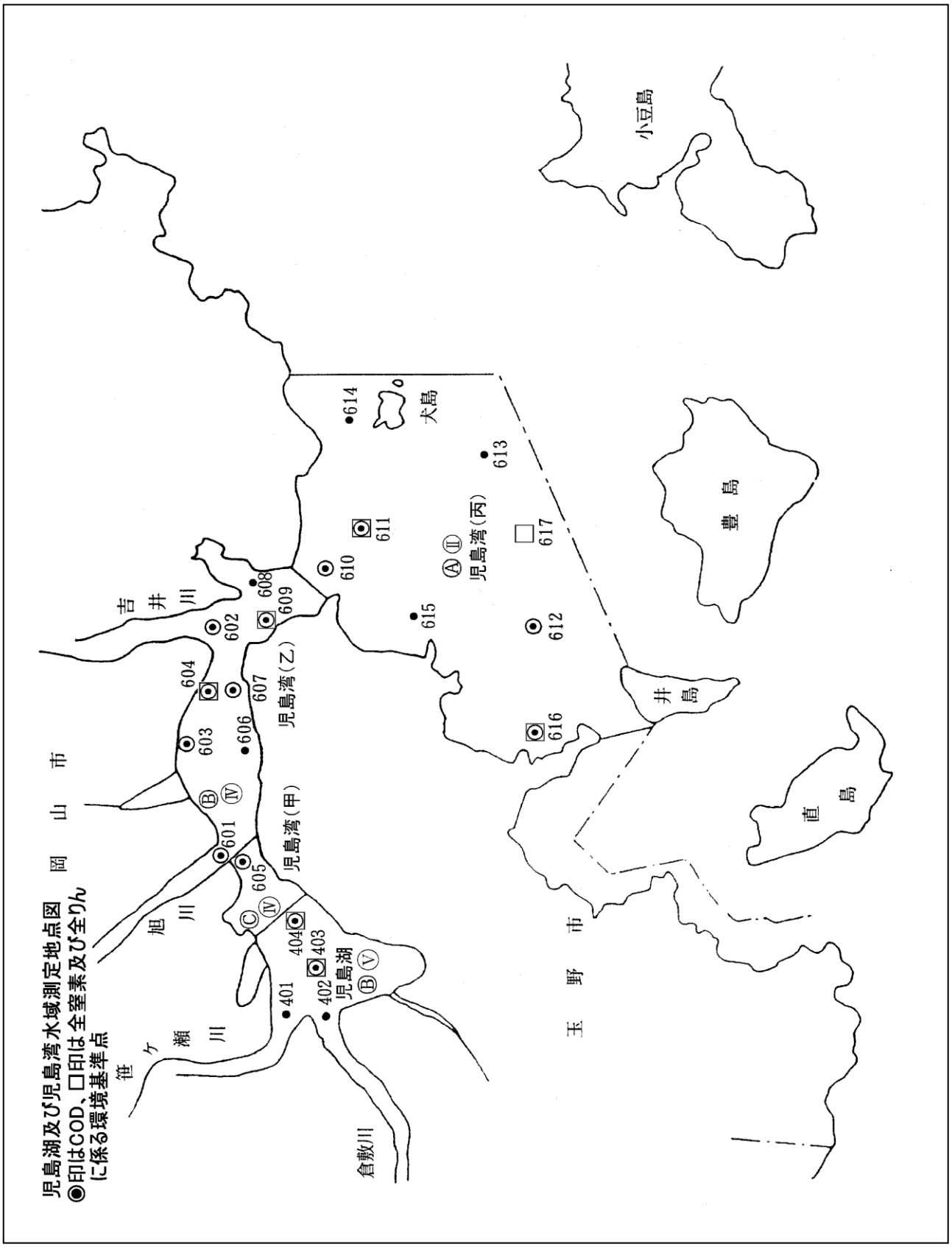
児島湖及び児島湾水域測定地点図
◉印はCOD、□印は全窒素及び全りんに係る環境基準点
岡山市
笹ヶ瀬川
旭川
吉井川
倉敷川
児島湖
児島湾(甲)
児島湾(乙)
児島湾(丙)
犬島
小豆島
豊島
井島
直島
玉野市
401
402
403
404
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
Ⓐ Ⅱ
Ⓑ Ⅳ
Ⓒ Ⅳ
Ⓑ Ⅴ

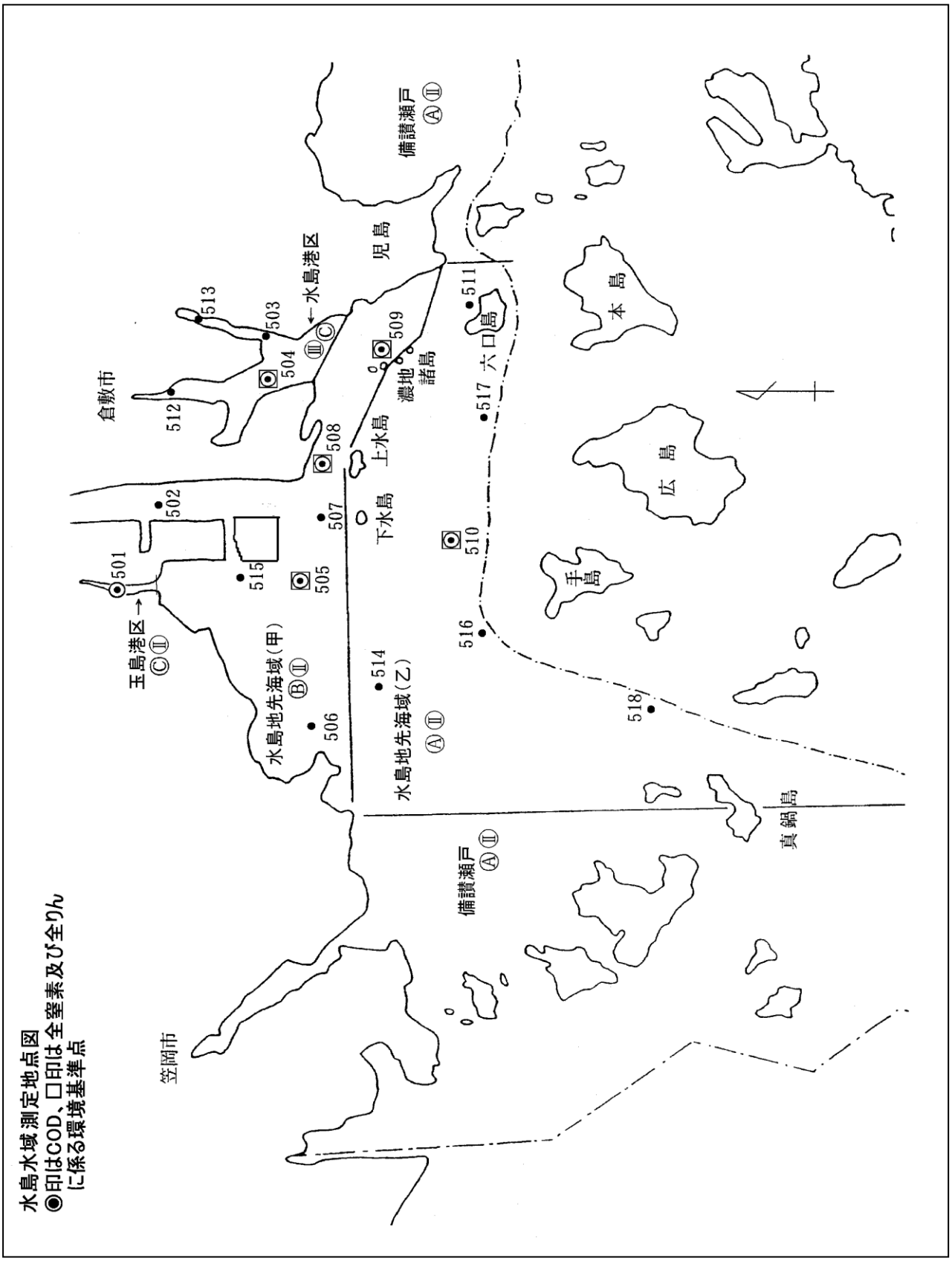
水島水域測定地点図
◉印はCOD、□印は全窒素及び全りんに係る環境基準点
倉敷市
笠岡市
玉島港区→
Ⓒ Ⅱ
水島港区
Ⅲ Ⓒ
水島地先海域（甲）
Ⓑ Ⅱ
水島地先海域（乙）
Ⓐ Ⅱ
備讃瀬戸
Ⓐ Ⅱ
児島
上水島
下水島
濃地
諸島
六口島
本島
広島
手島
真鍋島
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518

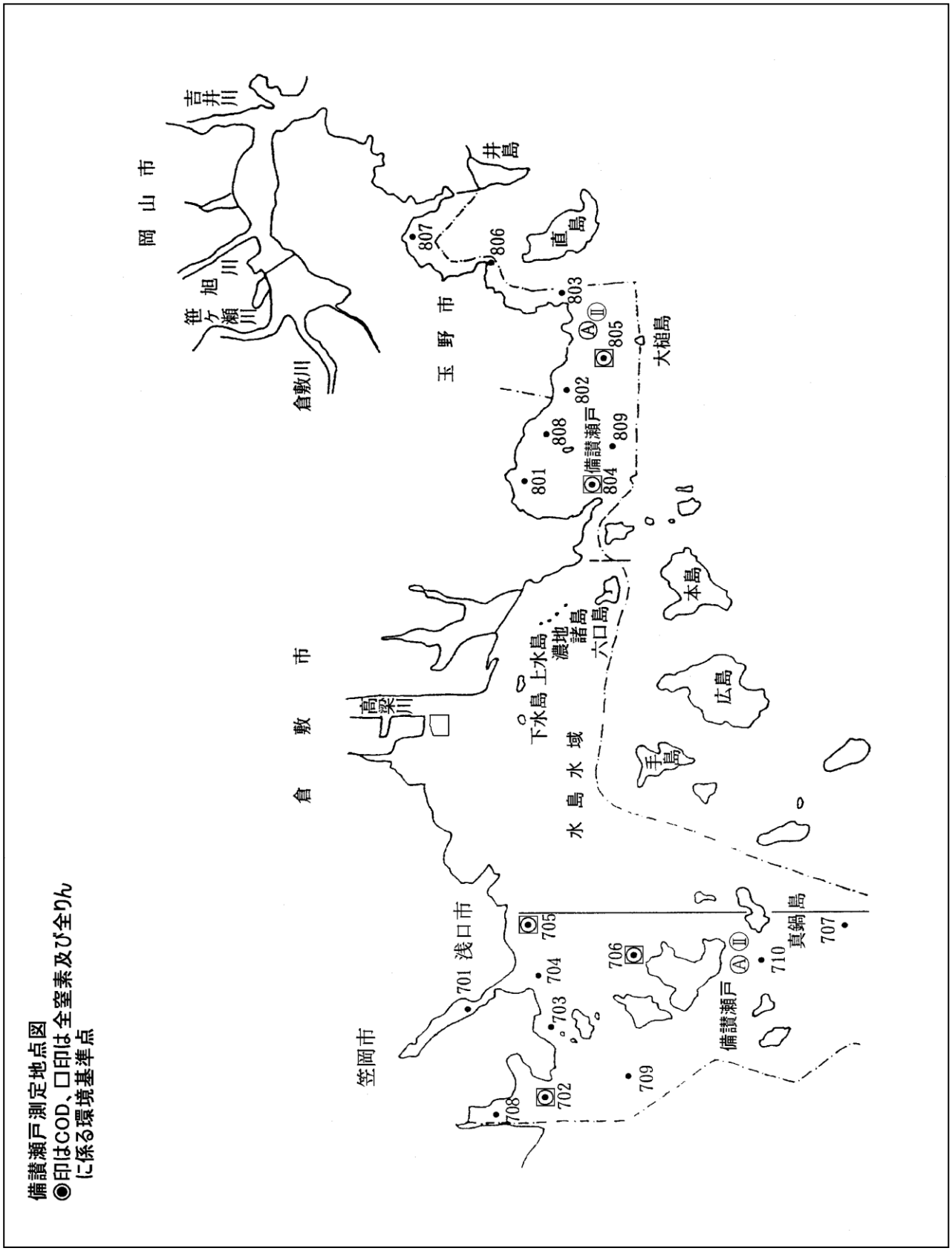
備讃瀬戸測定地点図
◉印はCOD、□印は全窒素及び全りんに係る環境基準点
岡山市
吉井川
旭川
笹ヶ瀬川
倉敷川
井島
直島
807
806
803
805
大槌島
玉野市
802
808
801
809
804
備讃瀬戸
倉敷市
高梁川
下水島
上水島
濃地諸島
六口島
本島
広島
水島水域
手島
701
浅口市
705
704
703
706
709
702
708
笠岡市
備讃瀬戸
710
真鍋島
707

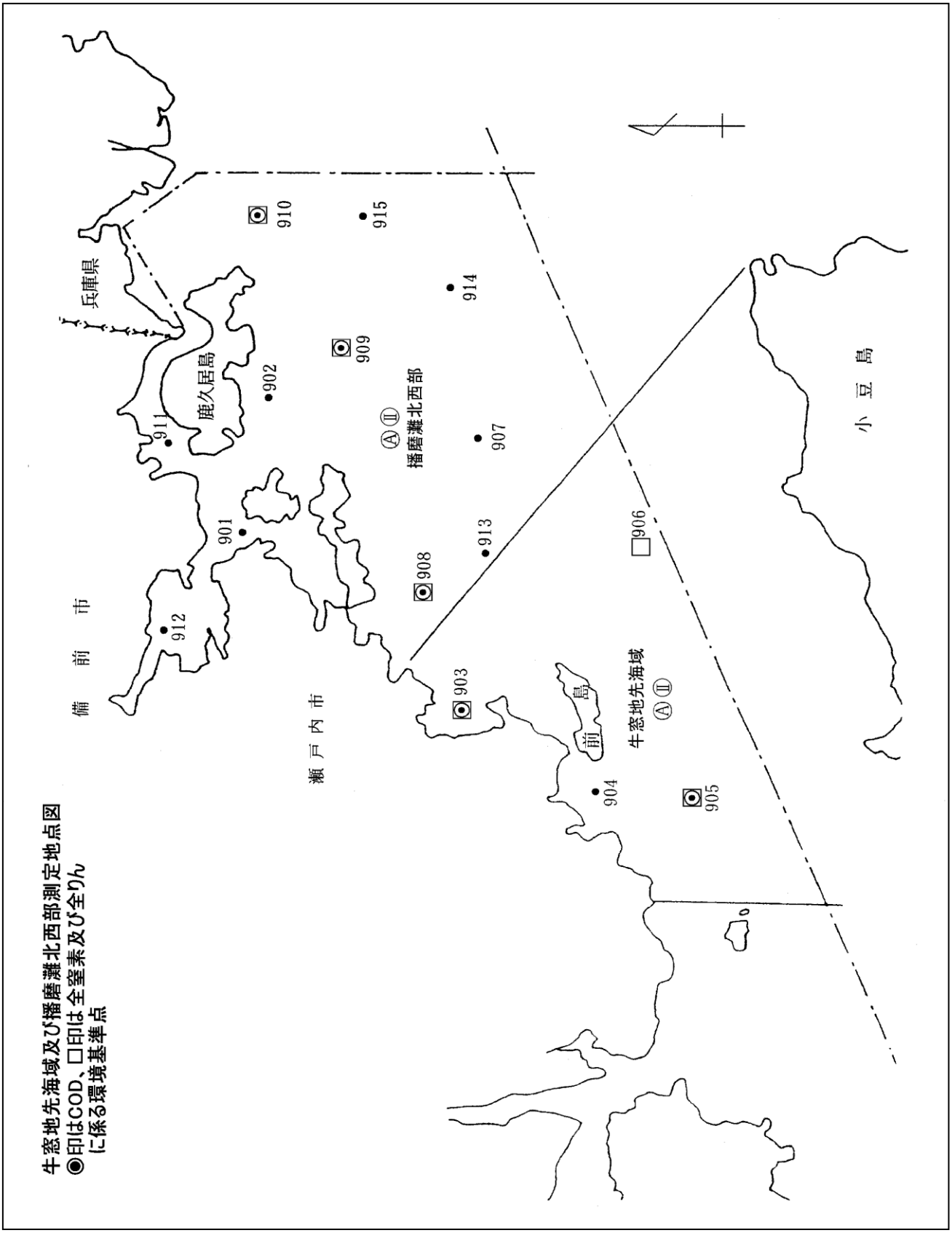

牛窓地先海域及び播磨灘北西部測定地点図
◉印はCOD、□印は全窒素及び全りん
に係る環境基準点

平成 22 年度地下水の水質測定計画

1　目　的

平成 22 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2　調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3　測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4　測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 35 地点、継続監視調査 11 地点において、別表１のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区　分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合 計
概況調査	19	4	6	6	35
継続監視調査	2	1	4	4	11
合　計	21	5	10	10	46

※概況調査について、国土交通省は定点方式により、岡山県、岡山市及び倉敷市はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡　山　県 ：揮発性有機化合物（２地点）

国土交通省 ：ひ素（１地点）

岡　山　市 ：ひ素（１地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（２地点）、ふっ素（１地点）

倉　敷　市 ：揮発性有機化合物（３地点）、ひ素及びふっ素（１地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア　概況調査

原則として、環境基準の全項目を年１回測定する。

要監視項目は、２地点で年１回測定する。

イ　継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年１～２回測定する。

５　測定方法

ア　測定方法及び定量下限値は、別表２のとおりとする。

イ　採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。

ウ　採水位置は、表層（水面下 0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

６　結果通知等

水質測定が終了したときは、岡山市及び倉敷市にあっては、環境省ＷＥＢシステムの「水質監視情報管理報告システム（地下水システム）」へ測定結果をアップロードし、国土交通省にあっては、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

７　緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

＜参考＞

過年度測定計画からの変更点は、次のとおりである。

【測定地点数の変更】

測定区分	前年度	平　成 22 年度	増減内訳		増減の理由
			増加	減少	
継続監視調査	9	11	2	0	・地下水汚染が発見された井原市高屋町内１地点を追加 ・H20 年度概況調査で地下水汚染が発見された岡山市北区立田内１地点を追加

別表１　測定地点、測定項目及び頻度（地下水）　その１　概況調査

番号	所在地	測定地点（ﾒｯｼｭ番号）	測定回数	環境基準項目																												要監視項目（２４項目）	測定機関
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	ＰＣＢ	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	１・２―ジクロロエタン	１・１―ジクロロエチレン	１・２―ジクロロエチレン（シス体）	１・１・１―トリクロロエタン	１・１・２―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	１・３―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	１・４―ジオキサン		
1	玉野市長尾	Ｍ－２２	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			岡山県
2	瀬戸内市牛窓町長浜	Ｒ－１８	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
3	備前市三石	Ｕ－１５	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
4	赤磐市吉原	Ｑ－１５	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
5	和気町原	Ｑ－１４	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
6	総社市槁	Ｈ－１５	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
7	井原市美星町明治	Ｆ－１６	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
8	笠岡市園井	Ｆ－２１	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
9	浅口市鴨方町本庄	Ｇ－２０	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
10	高梁市巨瀬町	Ｈ－１３	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
11	新見市神郷下神代	Ｃ－１０	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
12	早島町早島	Ｋ－１９	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
13	里庄町里見	Ｆ－２１	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
14	津山市加茂町中原	Ｐ－０６	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
15	真庭市粟谷	Ｉ－０４	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
16	美作市江見	Ｔ－０９	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
17	勝央町植月東	Ｒ－０８	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
18	美咲町金堀	Ｏ－１０	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
19	西粟倉村影石	Ｖ－０５	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			〃
20	岡山市東区金岡東町	Ｐ－１８	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						国土交通省
21	岡山市東区金岡東町	Ｐ－１８	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						〃
22	岡山市中区藤原西町	Ｎ－１７	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
23	倉敷市安江	Ｊ－１９	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
24	岡山市北区牟佐	Ｎ－１６	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				岡山市
25	岡山市北区御津紙工	Ｌ－１４	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
26	岡山市北区立田	Ｌ－１７	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
27	岡山市北区伊福町	Ｍ－１７	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
28	岡山市北区野田	Ｍ－１８	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
29	岡山市東区瀬戸町寺地	Ｐ－１６	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
30	倉敷市真備町上二万	Ｉ－１９	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				倉敷市
31	倉敷市福島	Ｋ－１９	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
32	倉敷市玉島道口	Ｈ－２０	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
33	倉敷市北畝	Ｊ－２０	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
34	倉敷市粒江	Ｋ－２０	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃
35	倉敷市児島稗田町	Ｋ－２１	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				〃

別表１　測定地点、測定項目及び頻度（地下水）　その２　継続監視調査

番号	所在地	測定地点（ﾒｯｼｭ番号）	測定回数	環境基準項目																												要監視項目（２４項目）	測定機関	備考	
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	ＰＣＢ	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	１・２―ジクロロエタン	１・１―ジクロロエチレン	１・２―ジクロロエチレン（シス体）	１・１・１―トリクロロエタン	１・１・２―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	１・３―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	１・４―ジオキサン			汚染確認年度	汚染の原因
1	高梁市成羽町成羽	Ｆ－１５	2									2	2		2	2	②	2	2	②	2	2				2							岡山県	H10	発
2	井原市高屋町	Ｄ－１９	2														2			②													〃	H21	不明
3	岡山市中区藤原西町	Ｎ－１７	1	1	1	1	1	①	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			国土交通省	H11	自然
4	岡山市北区野田	Ｍ－１８	1					①																									岡山市	Ｈ８	自然
5	岡山市東区西隆寺	Ｐ－１７	1																									①					〃	H16	調査中
6	岡山市北区箕島	Ｌ－１９	1																									①					〃	H17	調査中
7	岡山市北区立田	Ｌ－１７	1																										①				〃	H20	調査中
8	倉敷市児島唐琴	Ｌ－２２	1									1	1		1	1	1	1	1	1	①	1				1							倉敷市	H11	調査中
9	倉敷市沖	Ｊ－１９	1									1	1		1	1	①	1	1	1	①	1				1							〃	H11	調査中
10	倉敷市中帯江	Ｋ－１９	1					①																					①				〃	H14	自然
11	倉敷市中島	Ｊ－２０	1									1	1		1	1	①	1	1	1	1	1				1							〃	H13	発

注１）測定項目中の○は、汚染の発見時において環境基準を超過していた項目を示す。
注２）備考欄の　「発」は汚染源である工場又は事業場が特定されているもの、「自然」は自然的原因によるものと推定、「不明」は調査の結果、原因不明だったもの、
「調査中」は調査実施中を示す。

別表２　測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目		測定方法	報告下限値（mg/L）	左記未満の表記
環境基準項目	カドミウム	日本工業規格(以下、「規格」)K0102 の 55 に定める方法	0.001	<0.001
	全シアン	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1	ND
	鉛	規格 K0102 の 54 に定める方法	0.005	<0.005
	六価クロム	規格 K0102 の 65.2 に定める方法	0.02	<0.02
	ひ素	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
	総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」)付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
	PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
	塩化ビニルモノマー	平成9年環境庁告示第 10 号の付表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.004	<0.004
		ﾄﾗﾝｽ体にあっては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.004	<0.004
		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたｼｽ体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたﾄﾗﾝｽ体の濃度の和とする。	0.008	<0.008
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	同上	0.0006	<0.0006
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同上	0.002	<0.002
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	セレン	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び告示付表６に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
	１，４－ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

測定項目		測定方法	報告下限値（mg/L）	左記未満の表記
要監視項目	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	同上	0.006	<0.006
	p-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	同上	0.02	<0.02
	ｲｿｷｻﾁｵﾝ	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」）1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ﾀﾞｲｱｼﾞﾉﾝ	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	ｲｿﾌﾟﾛﾁｵﾗﾝ	同上	0.004	<0.004
	ｵｷｼﾝ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	ｸﾛﾛﾀﾛﾆﾙ(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	ﾌﾟﾛﾋﾟｻﾞﾐﾄﾞ	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ｼﾞｸﾛﾙﾎﾞｽ(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	ﾌｪﾉﾌﾞｶﾙﾌﾞ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	ｲﾌﾟﾛﾍﾞﾝﾎｽ(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	ｸﾛﾙﾆﾄﾛﾌｪﾝ(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	ﾄﾙｴﾝ	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	ｷｼﾚﾝ	同上	0.04	<0.04
	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 K0125 の 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 K0125 の 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知（以下、「追加通知」）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格 K0125 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002

備考　上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
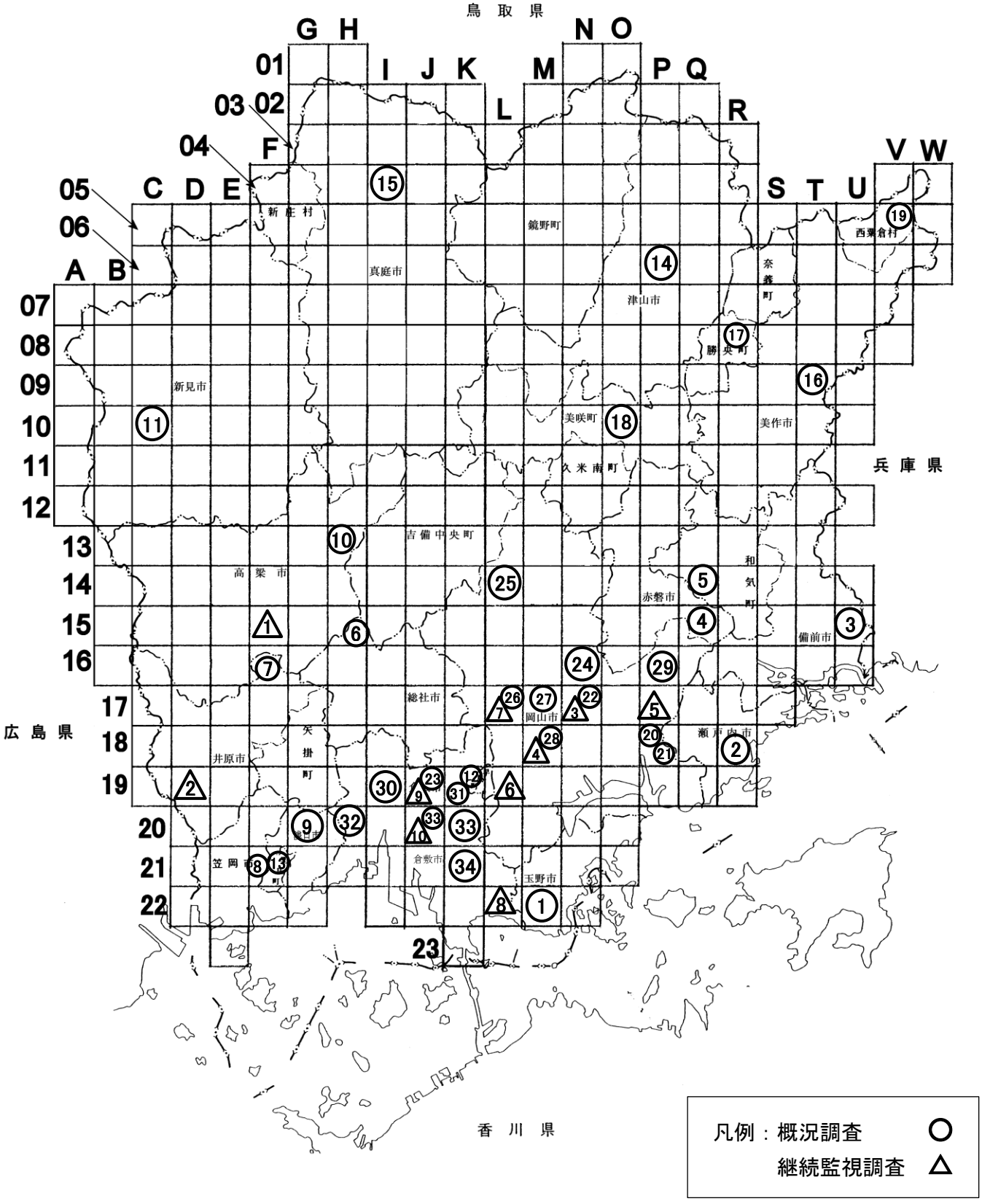
別図　平成22年度地下水水質調査地点図